

○行橋市有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物への被害を抑制し、農家の安定した農業経営に資することを目的として実施する行橋市有害鳥獣被害防止対策事業（以下「対策事業」という。）に対して、行橋市有害鳥獣被害防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 行橋市長（以下「市長」という。）は、次条に規定する者が行う対策事業に係る経費のうち、次に規定するもの（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 次に掲げるもの（以下「対策設備」という。）を新規に設置するための購入費

ア 電線、支柱、碍子、バッテリー等を1式とする電気柵であって耐用年数が概ね3年以上のもの

イ 金網フェンス、ワイヤーメッシュ及びこれらの設置に係る杭、支柱等の固定資材であって耐用年数が概ね10年以上のもの

ウ 対鳥獣用防護ネット等及びその設置に係る杭、支柱等の固定資材であって耐用年数が概ね3年以上のもの

(2) 既に設置している対策設備の補修又は改修のための資材の購入費

(3) 狩猟免許取得に際して要した費用のうち、健康診断料及び猟友会が主催した講習会の受講料（テキスト代を含む。）

2 対策設備の設置に係る工具類の購入費、労務費及び運搬費については、補助対象経費とすることはできない。

3 補助金の額は、50,000円を上限とし、補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）以内とする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、行橋市の住民基本台帳に記録されている者（法人の場合は、行橋市内に主たる事務所又は営業所がある者）であって市税等の滞納が

ないこと。

(2) 対策事業による受益地が農業振興地域であること。

(3) 同一年度内において未だ補助金の交付を受けていない者であること。(営農組織等に補助金の交付がなされ受益者となった構成員が自己負担で対策設備を設置する場合には、当該自己負担分に限り、当該構成員は未だ補助金の交付を受けていない者として取り扱うものとする。)

2 営農組織等に補助金交付がなされる場合は、受益者又は受益地が複数であっても1件として取り扱うものとする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)及び次に掲げる添付書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 対策事業に係る地図及び計画書又はこれに準ずるもの

(2) 対策事業に係る収支計画書又はこれに準ずるもの

(3) 住民票(法人にあつては登記簿の謄本)又は身分を証明できるもの

(4) 市税、国民健康保険税等の税金に滞納がないことを証明できるもの

(5) その他、市長が必要と認めるもの

2 第2条第1項第3号に規定する経費の補助金交付の申請については、前項第1号及び第4号の添付書類を省略できるものとする。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金交付申請書の審査において必要があると認めるときは、補助金交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の額を決定することができる。

(関係書類の整備)

第6条 補助金の交付申請を行う者(以下「申請者」という。)は、対策設備の設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、対策設備の設置が完了したときは、事業実績報告書(様式第3号)により速や

かに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要な調査を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期と請求)

第9条 補助金は、対策設備の設置完了後に前条の規定により確定した額を交付するものとする。

2 補助金の請求は、補助金請求書(様式第5号)により行うものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、申請者が法令等並びに補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に違反したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の場合速やかに申請者に対し補助金交付取消・変更通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 第1項の規定は、対策設備の設置について交付すべき補助金の額の確定のあった後においても適用する。

(補助金の返還)

第11条 申請者は、前条第1項及び第3項の規定による取消しを受けた場合であって当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、速やかに返還しなければならない。

(立入り調査等)

第12条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告させ、又は市職員を関係場所に立入り調査させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。